

和歌山県公害防止条例に関する届出(設置・変更)について
(硫黄酸化物及びばいじんに係る特定施設)

1 届出に必要な書類

- (1)特定施設設置(既設)届出書(大気) …別記第5号様式(その1)
- (2)特定施設変更届出書(大気) …別記第6号様式(その1)
- (3)ばい煙発生施設の種類及び構造 …・ばい煙(その1)
- (4)ばい煙発生施設の使用方法 …・ばい煙(その2)
- (5)ばい煙の処理の方法 …・ばい煙(その3)
- (6)工場・事業場周辺の地図(縮尺のあるものが望ましい)
- (7)工場・事業場の敷地内の建物等の配置図
- (8)届出施設の設置場所を記載した工場・事業場の平面図
- (9)届出施設の構造概要図(カタログ等でも可)
- (10)煙突等の概要図(立面・煙突高・頂口径・煙道図・測定口の位置)
- (11)処理施設の構造概要図(カタログ等でも可)
- (12)ばい煙の発生及び処理に係る操業系統の概要
- (13)燃料の分析表(S分・比重等)
- (14)ばい煙の濃度測定データ・計算書
- (15)その他必要な書類
- (16)委任状(届出者に代表権がない場合は必ず必要)

※(1)～(12)については必ず必要。ただし、(1),(2)については、いずれか。

変更届出の場合は変更前及び変更後の内容を対照させること。(6)～(12)のうち変更のないものは、先に提出した書類の提出日、書類名、変更がないことを明示することで省略可。

2 提出方法

- (1)提出先 特定施設を設置しようとする地域を所管する保健所衛生環境課
(新宮保健所串本支所は保健環境課)
- (2)提出部数 4部(うち1部は届出者控え)
※和歌山県では、環境関連法令の届出等について、市町村(和歌山市を除く)に情報提供していますので、ご理解、ご協力願います。

3 ご注意点

特定施設を設置又は変更する際は、原則として、届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、特定施設の設置・変更は出来ません。(実施の制限)

ただし、実施制限の短縮について通知を受けければ実施(着手)可能日より特定施設の設置・変更が出来ます。

なお、届出が受理された日は、各保健所が受付を行った日となります。

4 お問い合わせ先

環境生活部 環境政策局 環境管理課 環境保全班
TEL (073)441-2683 FAX (073)441-2689
若しくは、各保健所衛生環境課(新宮保健所串本支所は保健環境課)

※こちらに記載の内容は和歌山市以外の和歌山県内の届出についてのものです。和歌山市内の届出については和歌山市環境政策課にお問い合わせ下さい。